

第1回秋田県消費生活審議会(兼)消費者教育推進地域協議会 議事概要

1 開催日時

令和6年6月3日(月) 午後2時30分～午後3時30分

2 開催場所

秋田県議会棟 1階 大会議室

3 出席者

○委員(敬称略)

江野 栄、西野 大輔、藤本 剛、齋藤 廣勝、荒木 和子、永田 佳子、
鈴木 博、佐々木 透、山野内 雅志、大庭 喜美子、高橋 美喜子、
浅野 博之、檜岡 瑞穂 以上13名

○事務局

生活環境部部長 伊藤 真人、
同県民生活課長 米田 裕之、同県民生活課政策監 伽羅谷 美穂
同生活センター所長 渡辺 明 ほか6名

4 議事

配付資料に沿って、秋田県消費者施策推進計画(仮称)について事務局が説明を行った。

意見交換

○江野委員

計画について、もう少し踏み込んでいただきたい点が4点ある。

まず、第3章の基本方針Ⅰに「県生活センターの相談体制の充実・強化」という記載があるが、生活センターでは相談を受けるだけではなく、苦情処理等も担っていることから、明確に「県生活センターの相談及び苦情処理体制の強化・充実」とするのが適切ではないかと思う。

次に、基本方針Ⅱで「悪質な事業者に対する指導監視の強化」という記載があるが、指導監視にとどまらず、法執行についても強化していく必要があることから、「悪質な事業者に対する指導監視及び法執行の強化」とするのが適切ではないかと思う。また、事業者が悪質であればあるほど、県単独での取組は難しいものと思う。今後、この項目を検討する際には、国や警察との連携も内容に盛り込むと、より良いのではないかと思う。

3点目は、基本方針Ⅱの「高齢者等の見守り体制の構築」についてである。最近

では、単身で生活している身寄りのない高齢者が非常に増えてきていると報じられている。こうした中、民間の高齢者サポート事業者が、身元保証や葬儀を含めた死後の事務一切を引き受けるサービスを提供している。中には、高額な費用設定をしているケースや費用の内容が不明確なケースのほか、解約に関するトラブルも増えてきている。単なる見守り体制ではなく、こうした問題点についても踏み込む必要があると思う。また、社会福祉協議会では日常生活支援事業をリーズナブルな費用で実施しているが、受け入れ体制と需要のバランスが一致しておらず、申込から利用開始まで長期間待たなければならない状況にあると聞いた。こうした、優良な担い手に対する県からの支援についても、検討していただきたい。

最後は、消費者苦情処理部会についてである。県の消費生活条例に基づき、消費生活審議会が設けられており、その中に、消費者苦情処理部会が設置されているが、この部会は開店休業状態で1度も開催されていない。消費者苦情処理部会の活性化についても、検討項目として入れる必要があるのではないかなと思う。

●米田課長

ご指摘のあった4点については、どこまで落とし込むことができるのか検討しながら、素案を策定していきたい。また、国や県警本部、社会福祉協議会等とも相談しながら進めていきたい。

○浅野委員

基本方針Ⅲに「ライフステージに応じた効果的な消費者教育の推進」とあるが、高校の学習指導要領では、公民科と家庭科の2教科の中に消費者教育に関する内容が位置付けられている。本校の家庭科では、給与明細の見方や契約に関すること、マルチ商法・悪質商法に関すること、クーリング・オフといった消費者を守る制度や法律に関すること、電子マネーやクレジットカードなど多様化する支払い方法に関することや多重債務に関する内容について重点的に学習している。実際の授業では、Y o u t u b e 動画など、生徒にとってわかりやすいものを副教材として活用している。しかし、内容が盛りだくさんな一方で、授業時間が限られていることから、本校の家庭科の教員は、授業の内容だけで実生活に生かすことができるのか不安であると話している。

こうした授業のほかに、外部講師も活用している。昨年度は、生命保険会社の方を講師にお招きし、お金について講演していただいた。また、教員向けの研修にも銀行の執行役員の方に外部講師として来ていただいた例もある。

今後もこのような形で、消費者教育を継続的に進めていくものと思う。

なお、高校は学校によって状況が異なっており、問題があまりない学校もあれば、毎日のように問題が起こる学校もある。私が勤めてきた学校では、成年年齢の引き下げに関する消費者トラブルは聞いたことがなく、S N S 関係のトラブルが圧倒的に多かった。

○樋岡委員

昨年度まで中学校の校長をしていたため、小学校、中学校の状況をあわせてお話をさせていただきます。

高等学校と同様に義務教育課程も、学習指導要領に沿って学習を進めており、消費者教育に関する教科は、社会科、技術・家庭科、道徳科である。社会科は小学校3年生から中学校3年生まで、技術・家庭科は小学校5年生から中学校3年生まで、道徳科は小学校1年生から学ぶこととされている。小学校の社会科では、地域で生産されているものや、販売の仕事、輸送の仕事等について学び、小学校の家庭科では、お小遣いの計画的な使い方などについて学ぶ。また、小学校1年生の道徳科では、物やお金を大切にし、身の回りを整えることから学んでいる。

現行の第2次秋田県消費者教育推進計画での取組として、小学生向けのハンドブックを配布したという説明があった。現在、1人1台タブレットが導入され、小学生も中学生も日常的にタブレットを活用している。今回の計画案でも、基本方針Ⅲにおいて、消費者教育の推進を挙げているが、消費者教育推進のために何か教材を作成するのであれば、デジタル教材や動画の教材が有効ではないかと思う。

また、中学生は、学習したことを自分事で捉えるということが非常に重要であると感じている。受け身ではなく、自分事として学習を進めるためには、課題意識を持つことが大切になる。今回、消費生活に関する県民意識の調査をするという説明があったが、その調査結果のデータを授業で活用することが課題意識を持つきっかけになるのではないかと感じた。全国的なデータではなく、秋田県民がどう感じているのかというデータを活用した授業は、非常に有効なのではないかと思う。

消費者教育に関しては、学校によって、出前講座を活用することもある。外部講師を活用した授業は、子どもたちが考えるきっかけになり、学習の深まりも見られるため、今後も出前講座の充実をお願いしたい。

○齋藤委員

私は普段、金融広報アドバイザーとして、高校の授業を担当したり、地域社会における情報提供などの活動をしている立場から申し上げたい。

私自身、金融広報アドバイザーとして、これまで様々な高校に出向き、とりわけ社会人になる、いわゆる進学組ではない就職組の生徒に対して、社会に出る前の最低限の知識をお伝えしてきた。しかし、こうした取組が継続しないという大きな課題がある。金融広報委員会としても、もっと高校に出向いていこうと思っているが、学校での消費者教育に関する部分については、家庭科の教員の裁量に任せられているケースが少なくないと感じる。熱心な教員がいた高校では、卒業までの空いた時間を6時間ほどとって、社会人として必要な知識を系統的に講師を変えて教えていた。2年間は、その取組が続いたが、教員の異動に伴い続かなくなった。

教員からは、子どもたちと関わる以外の仕事に忙殺されて、消費者教育に取り組

む時間がないということも聞いている。そうであるならば、現場の教員に対する支援ということも含め、教育委員会を絡めた取組の強化を改めて考える必要があるのではないかと感じる。

また、地域社会への効果的な消費者教育の推進という点については、秋田県民全体を見たときに、消費者教育を受けた方は、ごく一握りどころか、一つまみもないのではないかと思う。町内会や地域コミュニティがどんどん縮小している中、全く別のかたちで消費者教育のアプローチをしていく必要があるのではないかと感じている。

○西野会長

弁護士会でも、成年年齢引き下げの関係で高校にお邪魔して出前講座を実施しているが、継続していただけるのか心配である。教員の負担が非常に増している中、全て教員にやっていただくというのは大変なことだと思う。そうした意味でも、外部講師の活用を積極的に進めていただくとともに、施策にも盛り込むことで、より活用しやすい土台ができれば良いと思う。

○鈴木委員

先ほど、社会福祉協議会で扱っている日常生活自立支援事業のお話があった。確かに、日常的な金銭管理などを実施しているが、実際に利用できる対象者は、高齢者や障害者等で判断能力が低下している方であるため万能ではない。また、最近の傾向としては、電子マネーを使った取引の増加によって、事業の枠内で対応しきれない事案も発生しており、内容によっては、弁護士等に相談しながら対応している状況である。

市町村では市町村の社会福祉協議会があるが、地元の民生委員や地域包括支援センター等とも連携しながら、高齢者等の見守りや声かけをしている。資料2の3ページ目には、認知症高齢者等の被害防止に向けた消費者安全確保地域協議会設置促進についての記載がある。北秋田市、大館市、能代市の3市に地域協議会が設置されたとのことであるが、こうした取組による具体的な成果や効果を示しながら、全県に広げていただきたい。

以 上